

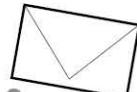


# 「臨時福祉給付金」

# 「子育て世帯臨時特例給付金」

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方及び子育て世帯への影響を緩和するため、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

支給対象の可能性がある方には、郵送でご案内します。



## 臨時福祉給付金

ひとりにつき 6,000円

所得の低い方への負担に考慮して、暫定的・臨時に実施

## 子育て世帯 臨時特例給付金

子どもひとりにつき 3,000円

子育て世帯に対して、臨時特例的に実施

### 【イメージ】

<対象者>

#### 町民税が課税されていない方

- 課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方
- 生活保護の受給者などは対象外

両方とも受給可  
(※)

#### 中学生以下の子どもがいる子育て世帯

高所得世帯  
※対象外

※平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する場合は、両方の給付金を受け取ることが出来ます。

### (1)給付対象者

平成27年1月1日において、上士幌町に住民登録があり、平成27年度分の町民税(均等割)が課税されていない方

ただし、課税されている方の扶養となっている場合や生活保護受給世帯などは対象外です。

### (2)給付額(1回限り)

支給対象者1人につき 6,000円

### (3)基準日

平成27年1月1日

### (1)給付対象者

平成27年6月分の児童手当を受給される方  
ただし、特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人あたり月額5,000円を支給しているもの)を受給される方は対象となりません。

なお、公務員の方は、所属庁により申請書と児童手当受給状況証明書が配布されます。

### (2)給付額(1回限り)

対象児童1人につき 3,000円

### (3)基準日

平成27年5月31日

# 申請方法

## ◆申請場所

## 役場 保健福祉課 福祉担当

※受付時間内に申請できない場合は、ご相談ください。

### 臨時福祉給付金

#### ◆申請期間

**8月3日㈪～11月4日㈫**

【土日祝日を除く】

**①8月3日～14日 8時30分～19時00分**

【役場庁舎1階 臨時窓口開設】

**②8月17日以降 8時30分～17時15分**

#### ◆申請要件

■平成27年1月1日時点で住民票が上士幌町にある方が対象です。

#### ◆提出書類

■8月上旬に支給対象の可能性がある方に申請書を郵送します。

#### ◆申請に必要なもの

◎臨時福祉給付金申請書

◎印鑑（シャチハタ以外）

◎支給対象者全員の本人確認書類  
(運転免許証、健康保険証など)

◎受取指定口座が確認できる書類  
(通帳、キャッシュカードなど)

【扶養者の住民票所在地が、平成27年1月1日時点で別の市町村にあった方】

◆扶養者の平成27年分の非課税証明書

### 子育て世帯臨時特例給付金

#### ◆申請期間

**6月5日㈮～9月7日㈰**

【土日祝日を除く】

**8時30分～17時15分**

#### ◆申請要件

■平成27年6月分の児童手当を上士幌町から受給される方が対象です。

■公務員の方は、平成27年5月31日時点で住民票が上士幌町にある方が対象です。

#### ◆提出書類

■6月上旬に申請書を郵送します。  
(児童手当の現況届に同封します)

#### ◆申請に必要なもの

◎子育て世帯臨時特例給付金申請書

◎印鑑（シャチハタ以外）

【児童手当の口座と異なる受取口座を指定する方／公務員の方】

◆支給対象者の本人確認書類  
(運転免許証、健康保険証など)

◆受取指定口座が確認できる書類  
(通帳、キャッシュカードなど)

※公務員の方のみ

◆児童手当受給状況証明書（所属庁にて発行）

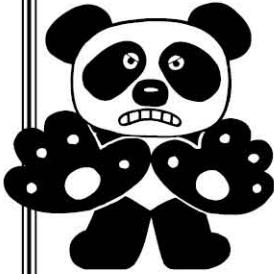
## 給付金の受取方法

■支給要件を満たした方は、申請書に記載した**指定口座**に入金されます。

## ご注意

■原則として、**申請期間外の申請**や基準日時点で**上士幌町に住民票がない方の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。

### 「振り込め詐欺」などにご注意ください



- ◆市町村や厚生労働省などが、ATM（銀行やコンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ◆ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ◆市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」とび「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めるることは絶対にありません。
- ◆ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず役場や最寄りの警察署にご連絡ください。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当（☎2-4296）まで